

令和 1 2 基準年度固定資産評価業務委託（ゼロ債）  
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和 1 2 基準年度固定資産評価業務委託（ゼロ債）

(2) 業務の目的

本業務は、令和 1 2 基準年度固定資産評価替えに向け、適正かつ公平な評価及び課税の実現を目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、令和 1 2 基準年度固定資産土地評価替えに向けて、状況類似区分、標準宅地鑑定評価、路線価付設業務等との一体性を重視した適正な路線価等を評定するものである。

また、固定資産（土地・家屋）の評価や課税に対する支援、多様化する審査申出や審査請求、さらには訴訟があった場合の助言などのコンサルティング業務を行うものである。

詳細な業務内容は、別紙「令和 1 2 基準年度固定資産評価業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 1 2 年 3 月 2 9 日（金）まで

2 予算上限

金 4 4, 4 0 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 令和 8・9 年度日進市入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成 1 8 年要領第 6 号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出日から当該業務の落札決定までの間、「日

進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年1月26日 日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 日進市議会議員政治倫理条例（平成19年日進市条例第22号）第9条の規定に該当しない者
- (7) 令和6基準年度又は令和9基準年度において、同種業務を受託した実績がある者

## 5 募集内容

### (1) 募集方法

令和8年6月1日（月）から本要領をホームページで公表し、同時に窓口での配布を開始する。

### (2) 申込み方法

#### ア 提出期限

令和8年6月17日（水）午後3時まで

#### イ 提出書類

プロポーザル参加申込書（第1号様式。なお、記載する同種業務の実績は上記4の参加資格を証明するためのものであり、1自治体のみの記載でよい。また、単年度ごとに契約している場合は、評価替えに係る各年度分をすべて記載すること。）

#### ウ 提出方法

日進市市民生活部税務課（以下「税務課」という。「16 問い合わせ先」のとおり。）に郵送（必着）又は持参すること。

## 6 参加資格の審査等

### (1) 参加資格の審査

申込者について、「4 参加資格」に規定する参加資格の有無を審査する。

### (2) 審査結果の通知

参加資格の審査結果は、参加資格通知書（第2号様式）を用いて、令和8年6月22日（月）までに全申込者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。（以下、電子メールによる通知は同様とする）

### (3) 審査結果に対する問い合わせ

ア 説明請求

参加資格の審査の結果、参加資格を有しないと判断された者は、税務課に対しその理由について説明を求めることができる。

イ 請求方法

令和8年6月26日（金）午後3時までに、税務課に書面（任意様式）を郵送（必着）又は持参すること。

7 提案書等の提出

参加資格の審査の結果、参加資格を有するとされた者は、以下の提出書類を必要部数揃えて、提出期限までに税務課に提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（第3号様式）

イ 業務提案

(ア) 業務方針（第4号様式-1）

(イ) 初年度及び第2年度業務について（第4号様式-2）

(ウ) 路線価調整について（第4号様式-3）

(エ) コンサルティングについて（第4号様式-4）

(オ) 業務改善に関する提案（第4号様式-5）

(カ) 情報セキュリティについて（第4号様式-6）

ウ 会社概要（第5号様式）

エ 業務実績表（第6号様式）

オ 関連業務実績表（第7号様式、第8号様式）

カ 業務担当者調書（第9号様式）

キ 見積書（任意様式）

(2) 提案書等の作成方法

別紙2 提案書等作成要領のとおり

(3) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後3時まで

(4) 提出方法

税務課（「16 問い合わせ先」のとおり。）に郵送（必着）又は持参すること。

8 質疑応答

本プロポーザルに対する質問の方法及び回答については、以下のとおりとする。

なお、質問内容は提案書一式の作成に係るものに限り、審査及び選定に係る質問は受け付けない。

(1) 質問方法

質問書（第10号様式）を用いて、電子メールにて提出すること。質問書を送信する場合の件名は、「固定資産評価業務委託プロポーザルに係る質問（法人名）」とすること。

(2) 質問先

「16 問い合わせ先」のとおり

(3) 質問締切

令和8年6月24日（水）午後3時まで

(4) 回答方法

令和8年6月29日（月）までに、一次評価全対象者に対して電子メールにて回答する。

9 評価及び受注候補者の選定

(1) 評価委員会

固定資産評価業務委託プロポーザル方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、提案書等の評価を行う。

(2) 評価方法

評価委員会の委員は、審査基準に基づき、「6 参加資格の審査等」により参加資格を有するとされた者の提案書等及びプレゼンテーション内容を評価する。

ア 一次評価

参加資格を有すると判断された者が4者以上あった場合は、業務提案、実施体制及び業務実績、業務担当者等提案書による評価点と見積書の評価点の合計得点により一次評価を行い、得点の高い3者を二次評価の対象とする。

複数の者が同点の場合は、業務提案の評価点が高い方を上位とする。また、合計得点、業務提案の評価点とともに同点の場合は、実施体制及び業務実績の評価点が高い方を上位とする。全て同点の場合は、評価委員会の総合的な評価により二次評価の対象者を選定する。

なお、参加資格を有すると判断された者が3者以下の場合は、全提案者を二次評価の対象とする。

(ア) 評価結果の通知

評価結果は、一次評価結果通知書（第11号様式）を用いて、令和8年7月10日（金）までに、一次評価を行った全提案者に対して電子メールにて通知する。

(イ) 評価結果に対する問い合わせ

a 説明請求

一次評価を通過しなかった者は、税務課に対しその理由について説明を求めることができる。

b 請求方法

令和8年7月14日（火）午後3時までに、税務課に書面（任意様式）を郵送（必着）又は持参すること。

イ 二次評価

一次評価を通過した者に対し、提案内容及びプレゼンテーションによる二次評価を行い、合計得点が最高の者を固定資産評価業務委託の受注候補者として選定する。

なお、プレゼンテーションの順番は、プロポーザル参加申込書（第1号様式）の受付順とする。

(ア) プレゼンテーション実施予定日

令和8年7月21日（火）～令和8年7月24日（金）※1

(イ) 場所

日進市役所 会議室※2

参加者は、プレゼンテーション開始の10分前までに日進市役所ミーティングルームDにおいて受付を行うこと。

※1,2 上記実施日及び会場は予定であり、最終的な実施日時及び会場は、一次評価結果通知書において改めて参加者に通知する。

(ウ) 提出書類

参加者は、提出済みの提案書について説明を行うこと。この際、発表用のスライドを使用することは認めるが、追加資料の提出は認めない。

(エ) タイムスケジュール

プレゼンテーションは、1者につき30分までとする。プレゼンテーション終了後、評価委員会から質疑を10分程度行う。

また、プレゼンテーションの前後5分程度、準備及び後片付けを行うことができる。

(オ) 注意事項

a プレゼンテーション会場への入室者は3名以内とし、必ず本業務担当予定者が所要時間の半分以上の説明を行うこと。

b プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、パソコン及び付属部品については発表者が持参すること。

10 見積者の選定及び見積徴収

選定された受注候補者に関する評価結果を令和8年8月7日（金）開催予定の日進市契約審査委員会（以下この項において「審査委員会」という。）に諮り、審査委員会は報告された結果を審査し、適格であった場合は受注候補者を見積者として選定する。

(1) 選定結果の通知

結果通知は、二次評価結果通知書（第12号様式）を用いて、審査委員会開催日の翌日（当該日が、日進市の休日を定める条例（平成元年日進町条例

第24号)第1条第1項に規定する休日の場合はその翌日)までに、二次評価を行った全提案者に対して発送する。

(2) 見積書の徴収及び仕様書等の協議

見積者には担当部署が見積書の徴収依頼を行う。また、見積書の徴収にあつては、見積者が提出した提案書に基づき仕様書等の内容について改めて協議を行うものとし、協議が成立しない場合には、次点以降の提案者を順に繰り上げて受注候補者とし、審査委員会に諮り、適格であった場合は見積者とする。

(3) 結果に対する問い合わせ

ア 説明請求

見積者に選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 請求方法

見積者に選定されなかった者が、その理由について説明を希望する場合は、令和8年8月12日(水)午後3時までに、税務課に書面(任意様式)を郵送(必着)又は持参すること。

1.1 随意契約の締結

見積者から見積書が提出され、その金額が提案書提出時の見積書の金額以下であった場合は、その者と契約を締結する。また、前項10(2)の協議において、本市の都合により仕様書の数量等に増加が生じ、提案書提出時の見積書の金額を上回った場合は、予定価格の範囲内であり、かつ、増額理由が適正なときは、その者と契約を締結する。

1.2 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込み後、参加を辞退する場合は、速やかに税務課に電話で連絡した上で、プロポーザル辞退届(第13号様式)を郵送又は持参により提出すること。

1.3 スケジュール

別紙1 プロポーザルスケジュール表による。

1.4 情報公開及び提供

本プロポーザルの結果は、日進市情報公開条例(平成11年日進市条例第1号)の規定に基づき情報公開及び情報提供するものとする。

1.5 その他

(1) 提案は1者から1提案とする。

(2) 提案書の提出期限後は、提出書類の追加及び変更は原則として認めない。

- (3) 提案者から提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。
- ア 「4 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合
  - ウ 提出書類に不備があった場合
  - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - オ 見積書が予算上限を超過した場合
  - カ 談合その他不正行為があった場合
- (5) 応募に際して要した費用は、提案者の負担とする。
- (6) この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 1 6 問い合わせ先

担 当：日進市市民生活部税務課資産税担当（板谷・新海）  
電 話：0 5 6 1-7 3-4 0 9 7（直通）  
F A X：0 5 6 1-7 3-8 0 2 4  
E-mail：zeimu@city.nisshin.lg.jp